

「奨学のための給付金」の受給申請について

令和6年度の所得割額（市町民税+県民税）が非課税である世帯を対象に教育費を支援するための制度で、返済の必要はありません。期限までに、申請書類を組担任または事務室へ提出してください。

提出期限 7月12日（金）

提出が必要な書類

1. 奨学給付金受給申請書

- 裏面の記入例を参照して、記入してください。日付は、7月1日以降の日を記入してください。
- 成人（18歳）した生徒は、1ページにて、☐親権者ではなく、☒主たる生計維持者としてください。また、2ページのAでは、（4）または（5）に☒を入れてください。
- 【扶養親族の状況】に中学生以下や、就職などで扶養から外れたお子さんを記入しないでください。
- 【振込先金融機関】には、申請者（保護者等）の口座を記入し、コピーを添付してください。
- 学校で審査後、申請書類は広島県へ送付します。記入漏れのないよう、またチェック項目等も、よく読んで間違いのないように注意してください。

＜注意＞ 誤字には訂正印が必要です（修正テープ等は使用不可）。また、消せるペンで書かないでください。

2. 通帳の写し ①にのり付けして提出。

- 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人がはっきり見えるようにコピーしてください。

3. 保護者全員の所得確認書類 ※所得割額が非課税の場合のみ給付対象となります。

父母それぞれの課税額などを証明する書類を提出してください。

- 課税証明書又は非課税証明書（市区町村役場で取得）

＜注意＞コピーを提出する場合は、端が切れていないか、全体がはっきり写っているかを確認してください。

特別徴収税額通知書、納税通知書は、申請には利用できません。

4. 生活保護受給に関する証明書

- 7月1日時点で生活保護法に定める生業扶助を受けている場合、福祉事務所で添付③に証明を受けてください。（上記「3. 保護者全員の所得確認書類」は不要です。）

※ その他の書類が必要な場合は、個別に連絡いたします。

給付額

区 分		給付金の額
生活保護受給世帯（生業扶助の措置あり）		年額 52,600 円
保護者全員の住民税所得割額が非課税である世帯	本校生徒が第1子の場合	年額 142,600 円
	本校生徒が第2子以降で、15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	年額 152,000 円

〔非課税世帯の世帯構成区分について〕

扶養している高校生などを年齢が高い者から順に数えて、1番目の高校生等を第1子、2番目を第2子という。

通信制に通学する兄弟姉妹がいる場合は、本校に通学している生徒を第2子以降とする。

* 広島県より申請した保護者に直接決定通知が届き、10月～11月頃に給付される予定です。

